

パブリックコメントを実施しています
～皆様のご意見をお寄せください～

上富良野町犯罪被害者等支援条例(案)

「犯罪被害者等基本法」において「経済的負担の軽減」「精神的被害の回復」等に関し、国、地方公共団体及び関係団体等が途切れることのない支援を実施することとされています。令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」に犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれたことにより、犯罪被害者等を支援する条例の制定は全国的に気運が高まっています。

本町における支援に関し理念を定め、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、「上富良野町犯罪被害者等支援条例」を制定します。

■募集期間

令和6年10月25日(金)～

令和6年11月25日(月)

■提出方法

任意の様式に計画案へのご意見を記載のうえ、下記へ持参、郵送、Fax、電子メール、町民ポストへ投函のいずれかにより提出してください。

なお、ご意見に必ず住所、氏名、電話番号をお書きください。

上富良野町町民生活課生活環境班

電話 45-6985 Fax 45-5362

E-mail

seikatsu@town.kamifurano.hokkaido.jp

目次

- ・上富良野町犯罪被害者等支援条例の概要 P2
- ・上富良野町犯罪被害者等支援条例(案) 解説つき P7

上富良野町犯罪被害者等支援条例の概要

◇背景

誰もが、ある日突然、犯罪被害に巻き込まれる可能性があり、犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、家族を失う、怪我を負う等といった直接的被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、さまざまな問題に直面します。

そのような状況にある犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるようにするためには、関係機関等が相互に連携、協力し、切れ目のない支援を行うとともに、市民や事業者等、周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていく必要があります。

犯罪被害者等基本法や、国の第4次犯罪被害者等基本計画では、地方公共団体における犯罪被害者等の支援に関する施策の策定、実施が規定されており、全国的にも条例制定の動きが広がっています。

上富良野町においても、「上富良野町犯罪被害者等支援条例」を制定することで、犯罪被害者等支援に社会全体で取り組み、犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

＜参考＞

◎全国の犯罪被害者等支援特化条例制定状況（令和5年4月1日現在）

都道府県(47)	政令指定都市(20)	市町村(1721)
46(97.8%)	13(65%)	606(35.2%)

◎北海道における犯罪被害者等支援特化条例制定状況（令和6年4月1日現在）

北海道 制定済み(平成30年北海道条例第7号)

市町村 51 市町村(28.5%) ※札幌市は令和2年要綱に見舞金制度を規定

【特化条例制定済み市町村】

赤字は見舞金制度を導入している市町村(42/179 自治体、23.5%)

市～北斗市(H22)、網走市(R6)(2市)

H20 年以降～本別町、松前町、広尾町、蘭越町、真狩村、倶知安町、厚真町(7町村)

R4年以降～せたな町、知内町、寿都町、木古内町、黒松内町、福島町、島牧村、斜里町、小清水町、清里町、今金町、秩父別町(12 町村)

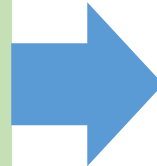
R6年以降～月形町、奈井江町、浦臼町、岩内町、共和町、神恵内村、泊村、壮瞥町、豊浦町、洞爺湖町、平取町、浦河町、様似町、えりも町、長万部町、沼田町、北竜町、大樹町、置戸町、訓子府町、遠軽町、湧別町、佐呂間町、大空町、美幌町、津別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村(30 町村)

◇「犯罪被害者等」とは

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を被った方並びにそのご家族又はご遺族のことを言います。

近年発生した、社会的反響の大きな犯罪

- ・京都アニメーション放火殺人事件(R1.7)
- ・福岡県博多駅前ストーカー殺人事件(R5.1)
- ・千葉県八街市通学路児童支障交通事故(R3.6)
- ・北広島市共同住宅放火殺人事件(R4.9)
- ・旭川市夫婦死傷事件(R4.9)
- ・釧路市女性教師殺人事件(R5.5)



被害に遭う人は

- ・犯人が面識のない場合がある
- ・生活拠点や外出先でも被害に遭っている

私たちは誰もが
犯罪被害者になり得る

◇公的支援制度の確立

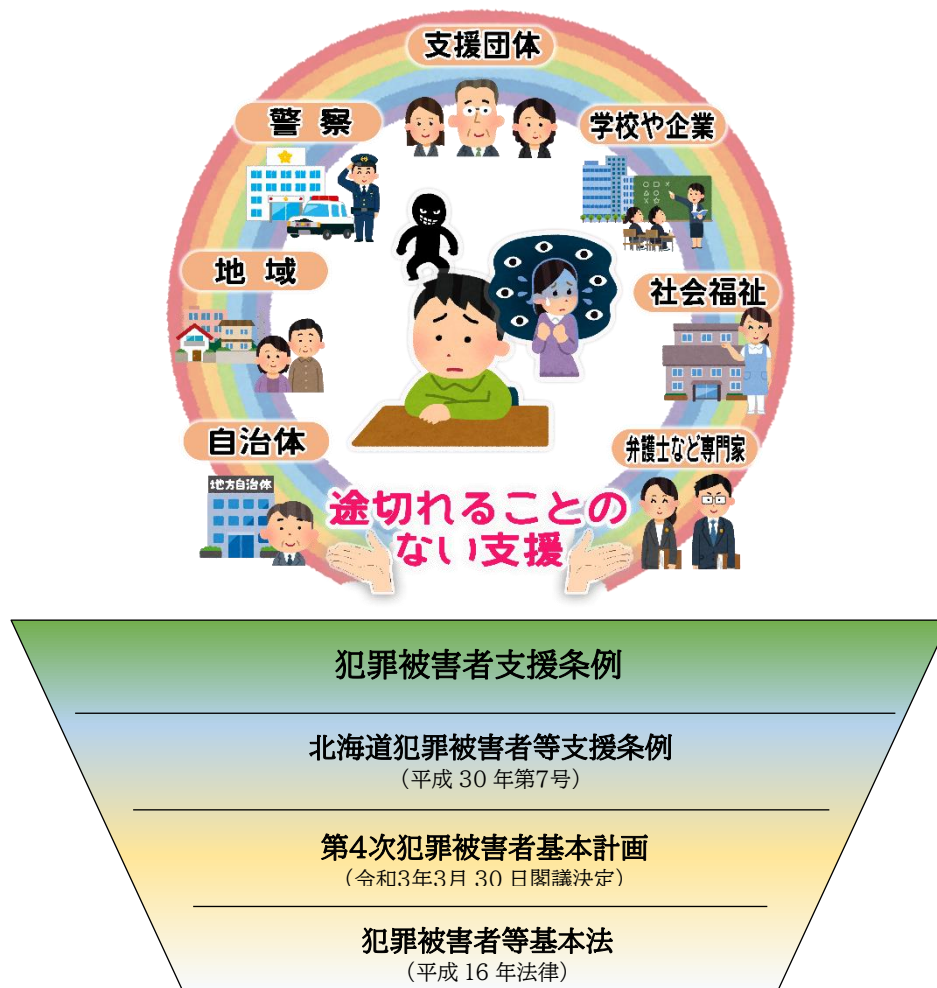
- ・日本には、加害者による賠償金とは別に「犯罪被害者等給付金」という、犯罪被害者に対し国が経済的に補償する制度がある。
- ・犯罪被害者等給付金の裁定・給付に関し、申請から給付されるまで時間がかかっている。(平均6か月。事件によっては1年近くかかる場合も)

犯罪被害者等が直面する不安や恐怖、心身・精神的な負担や経済的・時間的な負担を地域で支える

犯罪被害者等が直面する二次的被害

- ・心身への負担……………精神的な不調後遺症 等
- ・経済的な負担……………転職や失職転居、医療費や裁判費用 等
- ・精神的な負担……………無配慮な言動偏見、誹謗中傷、過剰な取材 等
- ・時間的な負担……………事業聴取や裁判等の対応(仕事への影響)
- ・再被害への不安や恐怖……………面識がある、自宅を知られている、逆恨み 等

◇被害者支援法に関する法体系



◎犯罪被害者等基本法 抜粋

前文

～(中略)～国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第3条 基本理念

(第3項)

犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられなければならない。

第5条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第13条 給付金の支給に係る制度の充実等

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

◇上富良野町犯罪被害者等支援条例(案)で規定されることは

既存の条例

上富良野町生活安全推進条例
(平成18年4月1日施行)

【概要】

・責務

町は事故犯罪の防止に向けた啓発活動や町民の自主的な活動への支援、町民と事業者は、町の施策が効果的に行われるよう協力を求める

・犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備と支援に努める

見舞金の支給など、具体的な支援の規定なし

新条例で規定されること

上富良野町犯罪被害者等支援条例(案)
(令和7年4月1日施行を目標)

【概要】

・責務

おおむね同様

・犯罪被害者等への支援

相談及び情報の提供、日常生活を円滑に営むための支援、見舞金の支給、見舞金の支給、関係機関との連携等、具体的な支援について規定することで、より実効性のあるものとする。

「基本理念」、「市町村、住民の責務」、「見舞金の支給」を明文化

本条例の特徴

- 「犯罪被害者等基本法」に基づき、町や町民等の責務、犯罪被害者等への支援について規定
- 犯罪被害者等が相談するための総合的支援窓口を設置
- 犯罪被害者等である町民に対し、遺族見舞金及び傷病見舞金を支給
- 犯罪被害者等への支援として、日常生活の支援、安全の確保、居住の安定を規定

◇条例の骨子

1 目的(第1条)

犯罪被害者等基本法に基づき、本市における支援に関し理念を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念(第3条)

- ・犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。
- ・犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事

情に応じて適切に行われるとともに、二次被害及び再被害の防止に十分配慮して推進されなければならない。

・犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでとの間、必要な支援が提供されるよう、行わなければならない。

・犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

3 責務(第4条～第6条)

犯罪被害者等支援における町、町民等の責務を明示する。

4 支援窓口の設置、情報の提供等(第7条)

犯罪被害者等支援の対応窓口を一元化。

窓口職員が関係機関との「仲介役」となり、関係機関等と連携し、被害者ニーズに対応する。

5 経済的負担の軽減等(第8条)

見舞金等の確立による迅速な経済支援を行う。

6 日常生活の支援(第9条)

犯罪被害者等の犯罪被害からの早期回復等を図るため、必要な支援を行う。

7 居住の安定(第10条)

犯罪被害により、物理的・精神的に継続して居住できない犯罪被害者等いる公営住宅への優先入居や転居に伴う問題に対し、総合的な支援を行う。

8 安全の確保(第11条)

二次被害や再被害防止のため、個人情報の適正な取扱いを明示することで安心感を成就

9 理解の増進(第12条)

犯罪被害者等の支援は「地域全体で行う」という意識が重要、社会機運の高揚を目的とした各種活動を自治体を中心となって行うことを明示する。

10 意見の反映(第13条)

犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させる。

11 町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援(第14条)

旅行などで上富良野町に訪れている間に犯罪被害にあった人について、求めがあった場合は、警察などと連携し情報提供を行う。

12 個人情報の管理(第16条)

犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報の適切な管理を求める。

上富良野町犯罪被害者等支援条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族は、十分な支援を受けられず社会で孤立してしまうなど、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、周囲の無理解や配慮に欠けた対応による間接的な被害に苦しめられることも少なくない。

このような状況の下、国では「犯罪被害者等基本法」が平成16年に制定され、地方公共団体は犯罪被害者等の支援等に関し、地域の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有することが明記された。また、平成30年3月には「北海道犯罪被害者等支援条例」が制定された。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すために、住民の日常生活を支えるための施策を展開する身近な行政機関として、本町が果たすべき役割は大きい。
この条例は、犯罪被害者等への支援に関する町の姿勢を公に示すとともに、施策と支援の充実を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるよう、被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的として制定する。

条例が目指すものは、

- ・犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図ること
- ・安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること

条例は、町としての犯罪被害者等支援施策を推進していくための方向性を示すもの

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

「犯罪」とは、

殺人罪、強盗罪、傷害罪、窃盗罪、詐欺罪等刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいい、故意犯のみに限らず過失犯(業務上過失傷害罪、失火罪等)も含む。

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、

犯罪とまではいえないが、それに類似するような行為をいい、例えば、いじめ、虐待、DV、ストーカー行為や性暴力をいう。

- (2) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

○刑法

(正当行為)

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

(正当防衛)

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(心神喪失及び心神耗弱)

第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

(責任年齢)

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。

- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、町内に住所を有するものをいう。

犯罪被害者等は、犯罪被害者本人だけでなく、その家族又は遺族を含む。

- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。
- (7) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害及び再被害の防止に十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行わなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

『犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)』に規定する「基本理念」を確認するとともに、地域社会における各主体相互の連携・協力による犯罪被害者等の支援の推進を加える。
犯罪被害者等への支援は、時間の経過や生活環境、支援の効果などにより必要な支援内容が変化する。犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、途切れることなく継続的に必要な支援を提供しなければならないことを明確にする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、前項に定める施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

地域社会全体で犯罪被害者等に対する理解を深め、犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害にとどまらず、再被害や二次的被害により、さらに精神的な苦痛等を受け、被害からの立ち直りが遅れることも少なくない。
住民の一人一人が犯罪被害者等支援の担い手としての自覚を持ち、行動することが期待される。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。

犯罪被害者等が被害に遭った後も職場の理解を得て働き続けられるよう職場環境を整備し、就労や勤務について配慮するよう務めていただく。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に設置するものとする。

犯罪被害者等からの相談を受けた場合には、警察、被害者支援センター等との連絡調整を行ったり、犯罪被害者等が望む情報の提供及び助言を行う。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有している犯罪等により害を被った者のうち、犯罪行為により死亡した者の遺族(その犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において町内に住所を有していたものに限る。)又は犯罪行為により傷病を受けた者に対し、見舞金を支給するものとする。

犯罪被害にあわれた町民へ対し、見舞金を支給する。
・犯罪行為により死亡した者の遺族(死亡者の居住地は問わない)
・犯罪行為により傷病を受けた者

- 2 前項に規定する見舞金の額、見舞金の対象となる者その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

見舞金の額は、
①遺族見舞金 30 万円
②傷病見舞金 10 万円
※生命犯や身体犯ではない、窃盗、詐欺、横領等は見舞金支給の対象外

(日常生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

犯罪被害者等の置かれる状況は多様であり、日常生活上で必要とする支援もそれぞれ異なる。犯罪被害者等の状況を丁寧に聞き取り、正確に把握した上で、犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援を提供する必要がある。犯罪被害者等の状況に応じて適切な支援をコーディネートするとともに、日常生活を支援することで精神的な負担の軽減を図る。

(居住の安定)

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

家族や親族が加害者である場合、住民票の写しや税証明の取得などにより、新たな居所が明らかになり、再被害につながることを懸念される。こうした再被害を未然に防ぐため住民票の写し等の請求を制限するなど必要な施策を講じる。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第13条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援)

第14条 町内に住所を有しない者が町内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力し、第7条第1項の支援を行うことができる。

旅行などで上富良野町に訪れている間に犯罪被害にあった人について、求めがあった場合は、警察などと連携し情報提供を行う。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第15条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

例えば

- ・見舞金を受ける者が、暴力団員、密接関係者
- ・犯罪等の被害者と加害者との間に一定の親族関係が認められる場合
- ・犯罪被害者等が、犯罪等を手助けする等の行為があった場合や犯罪等を容認していた場合

(個人情報の適切な管理)

第16条 町は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害者等支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

犯罪被害者等の支援に必要な施策は多岐にわたり、町内部においても、複数の部署が相互に連携し、支援を実施することとなる。犯罪被害者等に係る個人情報が外部に漏洩しないよう適切に管理することは、町への信頼や町に相談をし、支援を受けることへの安心感につながり、より適切な支援に資することとなることから、それぞれの部署における適切な個人情報の管理を求める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡又は傷病について適用する。